新制度のスタート

令和 6 年度の税制改正が議論されていますが、令和 6（2024）年 1 月 1 日から適用される新制度について再確認しましょう。

①電子帳簿保存法

電子帳簿保存法は①電子帳簿等保存(任意)②スキャナ保存（任意）③電子取引データの保存義務で構成されています。このうち取引先から電子データで受領した請求書・領収書や取引先への電子データで交付した請求書・領収書の控え等は電子データで保存しなければなりません。

令和 5 年 12 月 31 日までは経過措置が設けられ書面保存が認められていますが、**令和 6 年 1 月 1 日以後は**相当の理由がある場合を除き**電子データで保存**しなければなりません。

保存要件として「改ざん防止の要件（タイムスタンプ等)」「検索機能の確保要件」「見読可能装置の備付け要件」などがあります。

②NISA 制度

令和 6 年 1 月 1 日から新しい NISA 制度により①年間投資上限額が引上げ②非課税保有期間の無期限化③口座開設可能期間の恒久化がされました。

〈併用可能〉	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資上限額	120 万円（改正前 40 万円）	240 万円（改正前 120 万円）
非課税保有期間	制限なし（改正前 20 年間）	制限なし（改正前 5 年間）
非課税保有限度額	1,800 万円	（簿価残高方式で管理）
		1,200 万円(内数)
口座開設期間	制限なし（恒久化）	
投資対象商品	一定の 公募等株式投資信託	上場株式･公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき定期かつ継続的な方法で投資	制限なし
現行制度との関係	新制度の外枠で現行制度における非課税措置を適用	

③相続時精算課税制度

相続税精算課税制度は一定の要件を満たす贈与について累積 2,500 万円を超過した部分に対し 20%の贈与税を納付し、相続時にその贈与財産と相続財産との合計額を基に計算した相続税額から、すでに支払った贈与税を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税ができる制度です。

令和 6 年 1 月 1 日より暦年課税の基礎控除とは別に相続税精算課税においても 110 万円の基礎控除を創設し、相続税精算課税で贈与を受けた不動産が災害により一定以上の被害を受けた場合に相続税の課税価格に加算する金額を再計算する改正により相続税精算課税制度を利用しやすくなりました。

	暦年課税	相続税精算課税
贈与者	制限なし	60 歳以上の直系尊属
受贈者	制限なし	18 歳以上の推定相続人
基礎控除	年間 110 万円	（改正）年間 110 万円
特別控除	なし	2,500 万円（前年以前未使用残高）
税率	超過累進税率 10%～55%	20%
計算式	（贈与財産-基礎控除） ×税率－速算控除額	（贈与財産-基礎控除-特別控除）×20%
相続財産への加算	相続開始前 7 年(改正前 3 年)以内の贈与財産(注)段階的に 7 年に延長	相続税精算課税制度による贈与財産
加算額	贈与時の価額＊延長された 4 年分から 100 万円を控除（改正）	贈与時の価額-110 万円/年 ＊被災したときは再計算（改正）